

令和6年1月26日

令和5年(家)第454号

申立人 渡邊 礼

同 プロスペル, コガリ

補 充 書 面 (4)

(憲法24条と憲法14条1項との論理的関係について)

(関連する国家賠償請求訴訟の大阪、東京及び名古屋の3つの地裁判決が、同性婚が憲法24条の保障範囲外であることをもって、同性婚禁止は憲法14条1項に違反しないとした判断の論理的誤りについて)

神戸家庭裁判所尼崎支部合議係 御中

申立人ら手続代理人弁護士 作 花 知 志 代

(担当) 同弁護士 宮 井 麻 由 子

目 次

第1 本書面の目的	3
第2 申立人らの主張における憲法14条1項と同24条2項の論理的関係は、最高裁大法廷の判断の枠組みに合致していること	3
1 申立人らの主張	3
2 前記1の論理的関係は、最高裁大法廷再婚禁止期間違憲判決及び同夫婦同氏制合憲判決(いずれも平成27年12月16日判決)の判断枠組みに合致していること	4

第3	関連する国家賠償請求訴訟の大阪、東京及び名古屋の3つの地裁判決が、同性婚が憲法24条の保障範囲外であることをもって、同性婚の禁止は憲法14条1項に違反しないとした判断は、論理的に誤りであること	7
1	各地裁判決の内容	7
2	仮に同性婚が憲法24条の保障範囲外であるとしても、そのことは、同性婚禁止について憲法14条1項が求める「合理的理由」にはならないこと	8
3	大阪地裁判決、東京地裁令和4年判決及び名古屋地裁判決の判断枠組みは、平成27年夫婦同氏制合憲判決に反すること	9
4	3つの地裁判決（大阪、東京及び名古屋）のもととなった被告国の主張の論理的誤りについて	10
第4	（補足）千葉勝美元最高裁判事の判例時報掲載論文における憲法24条と14条との論理的関係に関する記述について	12
第5	まとめ	16

第1 本書面の目的

本書面では、同性婚禁止解釈（主張Ⅱ）ないし同性婚禁止制度（主張Ⅲ）が、「憲法14条1項に違反すること」と「憲法24条に違反すること」との間の論理的関係について述べる。具体的には、同性婚禁止解釈ないし同性婚禁止制度の憲法14条1項適合性は、憲法24条適合性とは別個に独立して判断されるべきことを示す。

この判断枠組みは、最高裁大法廷平成27年12月16日の再婚禁止期間違憲判決及び夫婦同氏制合憲判決における判断枠組みに合致している。

この点について、関連する一群の国家賠償請求訴訟のうち、大阪地裁令和4年6月20日判決（甲A275）、東京地裁令和4年11月20日判決（甲A276）及び名古屋地裁令和5年5月30日判決（甲A277）は、同性婚が憲法24条の保障の範囲外であるとし、「それゆえに」同性婚禁止制度は憲法14条1項に違反しない、と判断したが、これは論理的に誤りであることを述べる。

第2 申立人らの主張における憲法14条1項と同24条2項の論理的関係は、最高裁大法廷の判断の枠組みに合致していること

1 申立人らの主張

申立人らは、同性婚禁止解釈（主張Ⅱ）ないし同性婚禁止制度（主張Ⅲ）は、憲法14条1項に違反すると主張している。

そして、申立人らは、同性婚禁止解釈ないし同性婚禁止制度が、婚姻及び家族に関する制度における区別取扱いとして憲法14条1項に違反する以上、同24条2項にも違反する旨を主張している。

ここでは、憲法14条1項適合性は、憲法24条適合性とは別の事柄であるから、前者は後者とは別個に独立して判断されなければならない。

2 前記1の論理的関係は、最高裁大法廷再婚禁止期間違憲判決及び同夫婦同氏制合憲判決（いずれも平成27年12月16日判決）の判断枠組みに合致していること

(1) 最高裁大法廷再婚禁止期間違憲判決は、女性についてのみ6ヶ月の再婚禁止期間を設けた民法規定について、100日を超える部分について、「憲法14条に違反するとともに、憲法24条2項にも違反する」と判示し（甲A6・10頁）、憲法14条1項適合性と同24条2項適合性を同時に審査している。

本申立ての判断枠組みは、最高裁大法廷再婚禁止期間違憲判決の判断枠組みと同じであって、相当である。

(2) 最高裁大法廷平成27年12月16日夫婦同氏制合憲判決は、婚姻によって夫婦が同氏となることを義務づける民法750条について、まず、憲法14条1項に違反するか否かを検討し、「夫婦同氏制それ自体に男女間の形式的な不平等が存在するわけではない」ことを理由に、当該規定は憲法14条1項に違反しない旨判断した（甲A35・5頁）。

その上で、同判決は、「婚姻及び家族に関する法制度を定めた法律の規定が憲法13条、14条1項に違反しない場合に、更に憲法24条にも適合するものとして是認されるか否かは、当該法制度の趣旨や同制度を採用することにより生ずる影響につき検討し、当該規定が個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らして合理性を欠き、国会の立法裁量の範囲を超えるものとみざるを得ないような場合に当たるか否かという観点から判断すべき」として、憲法24条適合性の審査に入っている（同8頁）。

(3) 平成27年12月16日夫婦同氏制合憲判決の調査官解説において、憲法14条1項適合性審査と同24条適合性審査との関係は、以下のように述べられている（甲A339・754頁）。

「(イ) 憲法24条の内容と憲法13条及び14条1項との関係

本判決は、更に進んで憲法24条の具体的な内容や憲法13条や14条1

項との関係についても触れ、「憲法上直接保障された権利とまではいえない人格的利益をも尊重すべきこと、両性の実質的な平等が保たれるように図ること、婚姻制度の内容により婚姻をすることが事実上不当に制約されることのないように図ること等についても十分に配慮した法律の制定を求めるものであり、この点でも立法裁量に限定的な指針を与えるもの」とした。

これまでに検討したように、憲法13条、14条を裁判規範として検討する局面においては、人格権の一内容として憲法上保障された人権と認められなければ憲法13条違反とならず、基本的に形式的平等に反するものでなければ憲法14条違反とならないなど、柔軟な検討をすることが困難である場合もみられる。本判決は、憲法24条において、上記の局面ではすくい上げることのできなかった様々な権利や利益、実質的平等の観点等を立法裁量に限定的な指針を与えるものとして検討すべきとするものであり、その意味で、憲法24条には憲法13条や14条1項の範囲にとどまらない固有の意義があることを認めたものであると思われる。

(ウ) このような憲法24条の解釈からすれば、婚姻及び家族に関する法制度を定めた規定が憲法13条や14条1項に違反する場合には、同時に憲法24条にも違反することになるが（例えば民法733条1項の憲法適合性が問題となった再婚禁止期間違憲訴訟においては、同項のうち100日超過部分が憲法14条1項に違反するとともに憲法24条2項にも違反するものとされた。）、憲法13条や14条1項に違反しない場合であっても、上記の観点から更に憲法24条にも適合するものかについて検討することになる（なお、本件では、氏に関し、法制度により認められていない利益が問題となったことから、制度の構築に係る立法裁量の限界という憲法24条の問題が正面から問題となったものである。これに対し、再婚禁止期間違憲訴訟のように、男女の性別による区別がされた規定について憲法14条1項適合性が実質的に検討される場合においては、憲法24条の以上のような趣旨及び意義は、その検討に

において併せて検討されることになると思われる。^{*1)}。」

(4) 本件についてこれを見ると、同性婚禁止解釈や同性婚禁止制度は、性別、性自認及び性的指向によって、望む相手と婚姻するという選択肢が与えられているか否かという区別がなされており、「憲法14条1項適合性が実質的に検討される場合」にあたる。

したがって、本件でも、再婚禁止期間違憲判決と同様、あくまで憲法14条1項適合性の実質的な審査はなされるのであり、その審査において、憲法24条の趣旨及び意義も「併せて検討」されることとなる。

(5) このように、最高裁判例においても、婚姻及び家族に関する法制度における区別が問題となる事例において、あくまでもまず憲法14条1項適合性を審査し、これに違反しない場合に、さらに憲法24条2項に違反しないか否かを審査している。

本申立ての主張する前記論理的関係は、このような最高裁大法廷の判断枠組みに合致するものである。

*1 前記調査官解説の「なお、」から始まる丸括弧内の記述は、氏が法制度により認められていない利益である「ために」憲法24条が正面から問題となったかのように述べるが、夫婦同氏制について憲法24条が正面から問題となったのは、氏が法制度により認められていない利益であるとされたことだけではなく、夫婦同氏制を定める民法750条が形式的には男女を区別しない規定であって憲法14条1項に違反しないとされたことにも因るものである。

これに対して、本申立てについては、同性婚禁止解釈ないし同性婚禁止制度が、性的指向等による区別取扱いをなしていること自体は明白である。(関連する一群の国家賠償請求訴訟のこれまでの5つの地裁判決も、いずれもそれを認めている。)

第3 関連する国家賠償請求訴訟の大阪、東京及び名古屋の3つの地裁判決が、同性婚が憲法24条の保障範囲外であることをもって、同性婚の禁止は憲法14条1項に違反しないとした判断は、論理的に誤りであること

1 各地裁判決の内容

- (1) 大阪地裁令和4年6月20日判決（甲A275の1・39頁）及び東京地裁令和4年11月30日判決（甲A276の1・44頁以下）は、憲法24条1項が異性婚のみを法制度として要請し、同性婚は同条項の保障範囲でないことをもって、同性婚禁止制度が同14条1項に違反しないと結論付けている。
- (2) また、名古屋地裁令和5年判決（甲A277の1・36頁以下）は、憲法24条1項についての前記大阪地裁、東京地裁の2判決と同様の解釈に基づき、同2項も同性婚を要請していないと結論付け（同36頁）、現行法は、「同性カップルの関係を国の制度によって公証し、その関係を保護するのにふさわしい効果を付与するための枠組みすら与えていないという限度で」同条項違反であるとの判断を行ない（同49頁）、憲法14条1項適合性の判断に際しては、当該限度を超える部分については判断していない（同49～51頁）。同判決は、憲法14条1項適合性の審査の対象を、憲法24条2項で違憲とした範囲と同じ範囲に限定する理由を明示的に述べてはいないが、憲法24条1項と14条1項との関係について、大阪地裁、東京地裁の2判決と同様の見解に立ったものと理解される。
- (3) なお、福岡地裁令和5年6月8日判決（甲A278の1・31頁以下）も、憲法24条1項が異性婚のみを法制度として要請し、同性婚は要請範囲でないことをもって、同性婚禁止制度が同14条1項に違反しないとする主な論拠の一つとしている。
- (4) 以上のように、国家賠償請求訴訟のこれまでなされた5つの地裁判決のうち、最初になされた札幌地裁令和3年3月17日判決を除く4つの地裁判決は、いずれも、同性婚が憲法24条の保障範囲でないことをもって、同性婚禁止制度

が憲法14条1項違反でないことの論拠としている。

とりわけ、大阪地裁判決、東京地裁令和4年判決及び名古屋地裁判決は、同性婚が憲法24条の保障範囲でないことそれ自体を、同性婚禁止制度が憲法14条1項違反でないことの論拠としている。

以下では、この3つの地裁判決（大阪、東京令和4年、名古屋）の判断枠組みが論理的に誤りであることを述べる。

2 仮に同性婚が憲法24条の保障範囲外であるとしても、そのことは、同性婚禁止について憲法14条1項が求める「合理的理由」にはならないこと

(1) ア 申立人らは、憲法24条1項及び2項は同性婚を要請していると考えているが、仮に、憲法24条が異性間の婚姻のみを要請していると解しても、その要請を充足するために必要なのは、「異性間の婚姻を認める法制度を設けること」である。

イ これに対し、憲法24条は、「同性間の婚姻を認めない法制度とすること」は要請していない。憲法24条は、同性婚を禁止していない。

すでに述べたとおり、このことは政府も認めている（甲A12、13、23等、家事審判申立書73頁）。

また、このことは、前記3つの地裁判決も認めている（大阪地裁判決について、甲A275の1・25頁14～16行目、東京地裁令和4年判決について、甲A276の1・45頁最終文～46頁、名古屋地裁判決について、甲A277の1・34頁「ケ」第1文）。

のみならず、最高裁令和2年3月11日決定（甲A26）は、性同一性障害者特例法が、性別の取扱いの変更を認めるために「現に婚姻をしていないこと」を要件（非婚要件）とする規定の合憲性について、「現に婚姻をしている者について性別の取扱いの変更を認めた場合、異性間においてのみ婚姻が認められている現在の婚姻秩序に混乱を生じさせかねない等の配慮に基づくものとし

て、合理性を欠くものとはいえないから、国会の裁量権の範囲を逸脱するもの
ということとはできず、憲法13条、14条1項、24条に違反するものとはい
えない。」と判示する。仮に国会が「非婚要件」を設けない場合、婚姻中の者
が性別取扱いを変更した場合、同性婚状態になるが、非婚要件を設けないこと
についても「国会の裁量権の範囲」であると示唆している。すると、同最高裁
決定に徴しても、憲法24条が「同性間の婚姻を認めない法制度とすること」
は要請していないことは明らかである。

このように、憲法24条は同性婚を禁止しておらず、「同性間の婚姻を認め
ることは、憲法24条の要請に違反する」という関係にない。

- (2) そうである以上、仮に同性婚が憲法24条の保障範囲外であるとしても、そ
のことは、同性婚禁止について憲法14条1項が求める「合理的理由」にはな
らない。仮に、「憲法24条が異性間の婚姻を要請し、同性間の婚姻を要請し
ない」としても、そのことによって、同性婚の禁止が憲法14条1項に違反
しないとの帰結は導かれられないのである。

以上のとおり、異性間の婚姻のみを認め、同性間の婚姻を禁じているという
ことの区別取扱いの憲法14条1項適合性は、別途、検討しなければならない。

3 大阪地裁判決、東京地裁令和4年判決及び名古屋地裁判決の判断枠組みは、 平成27年夫婦同氏制合憲判決に反すること

- (1) 最高裁大法廷平成27年12月16日夫婦同氏制合憲判決においては、前記
第2・2でも述べたとおり、まず憲法14条1項に違反するか否かを審査し、
これに違反していないと判断した後、憲法24条2項適合性審査をしている(甲
A35・5～8頁)。

前記の3つの地裁判決が、同性婚が憲法24条の保障範囲でない「ゆえに」
同性婚禁止が憲法14条1項に違反しないとした判断枠組みは、上記大法廷判
決の判断枠組みに反している。

(2) 前記夫婦同氏制合憲判決の調査官解説においても、前記第2・2で述べたとおり、「憲法24条の内容と憲法13条及び14条1項との関係」という項目で、「このような憲法24条の解釈からすれば、婚姻及び家族に関する法制度を定めた規定が憲法13条や14条1項に違反する場合には、同時に憲法24条にも違反することになるが（例えば民法733条1項の憲法適合性が問題となった再婚禁止期間違憲訴訟においては、同項のうち100日超過部分が憲法14条1項に違反するとともに憲法24条2項にも違反するものとされた。）、憲法13条や14条1項に違反しない場合であっても、上記の観点から更に憲法24条にも適合するものかについて検討することになる」とされている(甲A339・754頁)。

前記の3つの地裁判決が、同性婚が憲法24条の保障範囲でない「ゆえに」同性婚禁止が憲法14条1項に違反しないとした判断枠組みは、上記調査官解説が解説する最高裁大法廷判決の判断枠組みに反している。

4 3つの地裁判決（大阪、東京及び名古屋）のもととなった被告国の主張の論理的誤りについて

(1) ここで、国家賠償請求訴訟におけるこれら3つの地裁判決のもとになったと思われる被告国の主張内容を見てみると^{*2}、被告国は、憲法94条の条例制定権に基づき売春の取締りについて格別の罰則付きの条例を定めることによって、地域によって取扱いに差異が生じる点が、憲法14条1項違反となるかが問題となった最高裁大法廷昭和33年10月15日判決（刑集12巻14号3305頁）を挙げ、「憲法全体として整合性のある解釈をしたとき、特定の差

*2 一群の国家賠償請求訴訟の訴訟資料が公開されているインターネットサイト (https://www.call4.jp/info.php?type=items&id=I0000031#case_tab) より

異が憲法14条1項に違反するという問題とならない」とし、憲法24条が異性婚のみの制度化を要求し同性婚の制度化を要求しないことをもって、同性婚禁止は憲法14条1項違反になる余地がない、としている。(例えば、東京地裁の訴訟における被告国の第3準備書面(甲A340)16頁以下)

(2) しかしながら、「条例制定権を定める憲法94条と同14条1項との論理的関係」と、「憲法24条と同14条1項との論理的関係」は、異なる。

すなわち、X市とY市にそれぞれ憲法94条の定める条例制定権の保障を実現する場合、X市とY市が異なる内容の条例を制定することは避けられない事態であり、その結果、X市の住民等とY市の住民等との間に差別取扱いが生じることは不可避である。もしもこの差別取扱いを解消しようとするれば、X市の条例内容とY市の条例内容との間の差異を、除去するか減らすことになるが、それをすると、X市、Y市の一方又は双方の条例制定権は必ず侵害されることになる。

これに対して、憲法24条の要請に応じて異性婚を法制化したからといって、それによって「不可避的に」同性カップルとの差別取扱いが生じる、ということにはならない。同性婚の法制化が憲法24条には反しない以上(前記2に述べた、政府解釈、国家賠償請求訴訟の各地裁判決、最高裁令和2年3月11日決定等)、同性カップルとの差別取扱いを解消するために、同性間にも婚姻を認めたとしても、憲法24条違反にはならないからである。(上記の例で、X市住民とY市住民の差別取扱いを解消するために両市の条例間の差異を除去するか減らすことが、必ず憲法94条違反になることと対比されたい。)

このように、「憲法94条と同14条1項との論理的関係」と、「憲法24条と同14条1項との論理的関係」は全く異なるものであり、前者についての前記大法廷判決を論拠とする当該訴訟の被告国の主張は、もとより採用する余地のない主張であった。

(3) ところが、大阪地裁判決、東京地裁令和4年判決及び名古屋地裁判決は、こ

の被告主張の判断枠組みを採用してしまったのである。

第4 (補足) 千葉勝美元最高裁判事の判例時報掲載論文における憲法24条と14条との論理的関係に関する記述について

1 念のため、前記の3つの地裁判決（大阪地判令和4年6月20日、東京地判令和4年11月30日、名古屋地判令和5年5月30日）の判断枠組みに影響した可能性があるものとして、千葉勝美元最高裁判事による令和4年3月発行の判例時報掲載論文（甲A338）について触れておく。

同論文は、札幌地裁令和3年3月17日判決について分析する際、「本件規定を憲法14条違反とする判断と、24条違反を否定する判断との整合性」と題する項目で、概要、異性婚と同性婚との間に法的利益享受等における区別取扱いが存在したとしても、憲法24条が、異性婚による婚姻を法的な婚姻制度として位置づけ、同性婚を婚姻制度外のものと考えているから、そもそも両者を同じ土俵で評価することはできず、それが合理性を欠くものと判断することはできないのではなかろうか、と述べ、いったん、札幌地裁判決の判断に対し、疑問を呈している（甲A338・201頁）。（ただし、千葉は結論としては札幌地裁判決の判断は整合している旨を述べている（同207～208頁）。）

2 しかしながら、そもそも千葉の前記の問題提起は、憲法24条が、同性婚を法制化することを禁止している、との見解を前提としている。

すなわち、千葉は、札幌地裁判決が、憲法24条は、「同性愛者が婚姻の本質を伴った共同生活を営んでいる場合に、これに対するいっさいの法的保護を否定する趣旨まで有するものとは解されない」と判示した点について、「いわば同性婚は禁止されてはおらず、婚姻の本質的実態があれば婚姻として認めることができるし、それを24条は許容しているはずで、婚姻として認めるべき

であるという説明なのであろう。しかし、仮りに24条が本来婚姻の自由^{*3}を認めており、異性婚以外の婚姻も許容していると解するとなると、3者間の婚姻や一夫多妻制も法制度として許容されるということになるが、それは、やはり本判決（引用者注－札幌地裁判決）の24条の趣旨・それ自体の解釈とは整合しないように思われる。」と記載する（甲A338・202頁）。

3 しかしながら、前記に引用した千葉の記述には、2つの誤りがある。

一つ目として、憲法24条が同性婚を禁止せず許容していることは、最高裁令和2年3月11日決定に徴して明らかである。前述の繰り返しになるが、同決定は、性同一性障害者特例法が、性別の取扱いの変更を認めるために「現に婚姻をしていないこと」を要件（非婚要件）とする規定の合憲性について、「現に婚姻をしている者について性別の取扱いの変更を認めた場合、異性間においてのみ婚姻が認められている現在の婚姻秩序に混乱を生じさせかねない等の配慮に基づくものとして、合理性を欠くものとはいえないから、国会の裁量権の範囲を逸脱するものということとはできず、憲法13条、14条1項、24条に違反するものとはいえない。」と判示し（甲A26）、「非婚要件を設けないこと」つまり事後的に同性婚状態が生じることについても「国会の裁量権の範囲」であると示唆している。

千葉が、憲法24条が同性婚を禁じていないとの趣旨を述べた札幌地裁判決

*3 ここで千葉が言う「婚姻の自由」とは、婚姻を憲法によって禁じられない自由、という意味であると解される。憲法上の保障を受ける権利や自由でない利益であっても法制度によって保障することは許容されているため、もし、通常用語法のように、「憲法上保障されている、婚姻をする自由」という意味であると理解すると、「24条は本来婚姻の自由を認めており」という記述は、その後の記述との論理的繋がりが理解困難である。

の判示に対して疑問を呈した部分の記述は、最高裁における性同一性障害者特例法の非婚要件合憲決定に徴して、誤りである。

4 千葉の記述の二つ目の誤りは、「三者間婚姻や一夫多妻制」についての記述である。千葉の論は、概要、憲法24条が異性婚以外の婚姻も許容していると解すると、三者間婚姻や一夫多妻制の法制度も許容することになる、と述べて、それを理由にして、憲法24条は同性婚を禁止しているという解釈論を述べている。

(1) しかしながら、一夫多妻制は、男女間の社会的、経済的格差が完全に解消された後であれば別論、そうでない現実の社会においては「個人の尊厳」にも「両性の本質的平等」にも反し、制度の内容として憲法24条に合致しない。明治民法下、夫は妾を持つことが許され、夫の不貞が離婚原因となるのは強姦罪などで刑に処せられた場合に限定され（明治民法813条3号）、夫は妻と異なり他人の妻と関係を持つ場合のみ姦通罪となったものが（旧刑法183条）（甲A294・8頁）、憲法24条の制定を受けた民法改正によって、不貞に関する規定が平等に改められた経緯（甲A312・357頁）からして当然のことである。

三者間婚姻についても、事実上の一夫多妻制として機能するなど、同じく「個人の尊厳」及び「両性の本質的平等」に反し、制度の内容として憲法24条に合致しない。

また、三者間婚姻や一夫多妻制は、安定的な人的関係という婚姻の本質を欠くのではないか、という疑問も生じる。

このように、三者間婚姻や一夫多妻制は、単に憲法24条の文言が認めていないというだけでなく、それぞれの制度の内実からして憲法24条が禁じていると解されるのであり、この点で、同性婚とは全く異なる。

(2) のみならず、法制度によって三者間婚姻や一夫多妻制を認める場合、それを望まない者の婚姻にも直接的な影響が及ぶ。例えば、一対一での婚姻を望みそ

れをした者（妻）が、配偶者（夫）から、「もう一人妻が欲しい」と言われるような場合である。

これに対して、同性婚を認めても、同性婚を望まず異性との婚姻を望む者の婚姻には、何らの影響も及ぼさない。このことは、家事審判申立書100～105頁において、同性婚を認めることには何のデメリットもなく、同性婚禁止解釈や同性婚禁止制度が正当な区別の「目的」を欠いているとして詳述したとおりである。

(3) 以上に見た点からして、千葉論文のうち、憲法24条が同性婚を禁止しているかのようなことを出発点として問題提起をなす記述には、内容の誤りがある。

5 さらに千葉は、その問題提起において、「憲法13条の個人の尊重、幸福追求の権利の尊重等の理念や、14条の法の下での平等の理念は、具体的な適用場面を限定していない一般的な原則として置かれているのに比べ、24条は、婚姻及び家族の内容を定めるという特定の場面を前提にした特別規定であり、そこでの具体的な原則を示す際に用いられた文言による解釈が、婚姻等に関する立法裁量の限界を画するものとされているのである。」とする。ここで千葉は、渡辺康行ら『憲法1基本権』（日本評論社、2016）454頁〔宍戸常寿執筆部分〕を参照文献としてあげる。

(1) しかしながら、「夫婦が同等の権利を有すること」や「両性の本質的平等」を規定する憲法24条が、14条の特別規定として位置づけられるのは、あくまでも「婚姻する・している二人の間の」平等に関してである。

ここで千葉が参照文献とする渡辺康行ら『憲法1基本権』454頁〔宍戸常寿執筆部分〕も、その趣旨の記載を行なっている（証拠提出は追って行なう。）。

(2) これに対して、憲法24条は、婚姻の選択肢を与えられているカップル（異性カップル）とそうではないカップル（同性カップル）の間の平等や、自らの性自認や性的指向に基づいて望む相手と婚姻する選択肢を与えられている者（異性愛者）とそうでない者（同性愛者、両性愛者ら）との間の平等について

は、何も述べていない。本件はまさにこの意味における平等を問題にしている。本件で述べている平等については、憲法24条は取扱っておらず、24条は14条の特別規定の関係にない。

(3) この点でも、千葉論文のうち、憲法24条が同性婚を禁止しているかのようなことを出発点として問題提起をなす記述には、内容の誤りがある。

6 以上のとおり、札幌地裁令和3年3月17日判決についての千葉勝美の判例時報掲載論文（令和4年3月発行）のうち、憲法24条が同性婚を禁止しているかのような内容を出発点として問題提起をなす記述には、誤りがある。

7 そして、当該千葉論文は、憲法24条が同性婚を禁止していると考えられることを出発点として、そうである以上は同性婚禁止には憲法14条1項が求める「合理的根拠」があるのではないかと問題提起するものである。

しかし、その前提となる「憲法同性婚禁止説」は前記のように誤りであるから、それに基づく上記の問題提起も誤りである。

このように、千葉論文中、憲法24条が同性婚を保障範囲外とする場合には同性婚禁止が憲法14条1項に違反しないとするかのような記述をする部分は、誤りである^{*4}。

したがって、本申立てにおいては、かかる記述に依拠してはならない。

第5 まとめ

以上のとおり、関連する一群の国家賠償請求訴訟のうち、大阪地裁判決、東京地裁令和4年判決及び名古屋地裁判決が、同性婚が憲法24条の保障の範囲

*4 千葉前掲論文は、札幌地裁判決の「判決時には、武部知子裁判長が涙ぐみながら言渡しを行なった映像が放映された」とするが（甲A338・208頁）、現在の我が国の裁判の「言渡し」は「映像」にされない。まして「放映」されることはありえない。

外であること「ゆえに」、同性婚禁止制度は憲法14条1項に違反しないとした判断枠組みは論理的に誤りであって、本申立てではこのような判断枠組みを取ってはならない。

同性婚禁止解釈ないし同性婚禁止制度の憲法14条1項適合性は、あくまでも、憲法24条適合性とは別個に独立して判断されなければならない。